

一 記者発表資料 一

平成22年2月26日
九州地方整備局

第1回「藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用について
助言を頂く有識者の会」の開催について

平成22年2月24日付けで熊本県から藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用に関する申請書が提出されたことを受けて、「藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用について助言を頂く有識者の会」の第1回会議を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

開催日 : 平成22年 2月28日 (日曜日)

開催時間 : 14:00~16:00 (2時間)

開催場所 : 福岡第2合同庁舎2階 共用第2・第3会議室
(福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号)

報道機関 : カメラ撮影は冒頭撮りのみ、記者の在室は常時可

一般傍聴 : 会議は傍聴できます。定員等は次のとおりです。

定員 : 12名 (希望者が定員を超えた場合は抽選)

受付 : 13:10~13:40 (第2合同庁舎裏の出入り口よりお入り下さい。受付を設けています。)

※ 当日は工事用車両が出入りし、来場者用の駐車場がありませんので、公共交通機関か近くの一般有料駐車場のご利用をお願いします。

※ 取材中は報道機関であることが確認できるよう腕章を着用してください。(腕章をお持ちでない方については貸与いたしません。)

※ 報道機関の方々は別添お知らせをご覧ください。

<添付資料>

趣旨、委員名簿、お知らせ

問い合わせ先

九州地方整備局河川部

河川調査官 藤巻 浩之 (内線3513)

水政課長 戸田 隆 (内線3551)

TEL 092-471-6331 (代表)

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会

趣 旨

平成22年2月24日、熊本県から国土交通省九州地方整備局に対し、一級河川球磨川における藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用に関する河川法第23条及び第24条の申請がなされたところである(以下「本申請」という)。

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用に関する現在の河川法第23条及び第24条の許可については、水利使用規則に許可期限が到来したときに効力を失うとの条項があることから、平成22年3月31日の許可期限の到来をもって失効するものとなっている。このため、本申請の審査に当たっては、新たな水利使用許可の可否を審査することとなるが、提出のあった申請書には、河川法第38条に規定する関係河川使用者で当該水利使用を行うことについて同意をしない者がいる旨記載されている。

これを受けて、当整備局としては、当該水利使用による損失に係る検討・判断等、河川法第38条以降の水利調整の規定に則った対応を行うこととしているが、これらの検討・判断等を河川管理者である当整備局が的確に行うため、専門的な見地に立って公平な立場からの助言を頂くことを目的とした「藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会」を開催するものである。

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会

委 員 名 簿

委 員	岡本 博志	北九州市立大学法学部教授
委 員	楠田 哲也	北九州市立大学国際環境工学部教授
委 員	林 優	弁護士（福岡県弁護士会所属）
委 員	原 武史	全国水産技術者協会理事長
委 員	松井 誠一	（元）九州大学大学院教授

報道機関の皆様へ

「第1回助言を頂く会」の取材に際しての駐車場利用に関するお知らせ

当日は工事用車両の出入りがありますが、報道機関用に12台分の駐車場を第2合同庁舎敷地内に確保する予定です。

つきましては、駐車場の利用を希望される報道機関は、下欄のFAX送信表で申し込んで下さい。(申し込みはこの用紙をそのままご利用下さい。)

<留意事項>

1. 駐車台数に限りがありますので、1社1台とさせていただきます。
(支社等ごとに複数の駐車場の申し込みはできません。)
2. 決定方法は先着順とさせていただきます。
3. 駐車場利用が決定しましたら、FAXにて割り当てた駐車場の指定番号を返信しますので、FAX番号及び連絡先電話番号は勤務時間外でも確実に連絡の取れる番号をご記入下さい。(返信されたFAXを当日ご持参下さい。)
4. 申し込み締め切りは2月27日(土) 12時(正午)とします。

【駐車場利用についての問い合わせ先】

九州地方整備局 河川部 水政課

担当 池田、河上

092-476-3522(水政課直通)

FAX 092-476-3469

F a x 送信表

平成22年2月 日

FAX 092-476-3469

九州地方整備局

河川部 水政課 あて

会社名 :

代表者名 :

電話番号 :

取材者名	(他 名)
連絡先電話番号	
F A X 番号	
車 種	
車のナンバー	